

【ABC 消費者情報 Vol. 106】

◎「消費者トラブル解決」をうたう探偵業者にご注意を！

「インターネットで検索した消費者相談窓口にアダルトサイト登録の相談をしたら探偵業者だった。」との相談が寄せられています。

■相談事例

○アダルトサイトに誤って接続してしまい入会金20万円を請求された。インターネットで「消費生活センター」を検索し、相談を進めるうち、「料金がかかる」と言われ、探偵業者だと分かった。契約を解約したい。

■アドバイス

○「トラブルを解決する」「被害金を取り戻す」等、簡単に解決できると思わせる広告や説明をうのみにして契約しないようにしましょう。

○探偵業者がトラブルを解決するために報酬を得て「解約交渉」などを行うことは弁護士法に違反している可能性があります。

○困ったときは、消費生活センターに相談しましょう。

■鹿児島市消費生活センター

[Tel:099-252-1919](tel:099-252-1919)

■消費者ホットライン

Tel:188

■バックナンバーはこちら

<http://www.city.kagoshima.lg.jp/shimin/shiminbunka/syouhi/kurashi/shohisekatsu/ko/abc/backnumber.html>

配信停止はこちら

[%url/https:ath:stop%](https://www.city.kagoshima.lg.jp/shimin/shiminbunka/syouhi/kurashi/shohisekatsu/ko/abc/backnumber.html)